

福岡県公報

平成二十六年一月十日
第三千五百六十二号
増刊
①

目次

規則(第一号)

○福岡県災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (福祉総務課) ……………一

告示(第八号・第九号)

○福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示 (林業振興課) ……………一

○福岡県造林事業交付金交付規程の一部を改正する告示 (林業振興課) ……………八

正誤

○福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則(平成二十五年十二月 (税務課) ……………一八

福岡県規則第二十四号) 中正誤

規則

福岡県災害救助法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年一月十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第一号

福岡県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

福岡県災害救助法施行細則(昭和四十年福岡県規則第四十四号)の一部を次のように

改正する。

第四条中「第三十条第二項」を「第十三条第二項」に改める。

第五条中「第九条第一項」を「第三条第一項」に改める。

第十一条中「第二十五条」を「第八条」に改める。

第十四条中「第十一条」を「第五条」に改める。

第十六条中「第二十七条第四項」を「第十条第三項において準用する法第六条第四項

」に改める。

第十九条中「第三十条第一項」を「第十三条第一項」に、「第二十三条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

第二十条中「第四十四条」を「第二十九条」に改める。

第二十四条中「第三十七条」を「第二十二条」に改める。

別表第三中「第二十四条第五項」を「第七条第五項」に、「第十条第一号から第四号まで」を「第四条第一号から第四号まで」に、「第十条第五号から第十号まで」を「第四

条第五号から第十号まで」に改める。

様式第三号から様式第五号までの様式及び様式第七号中「第28条」を「第9条」に改

める。

様式第九号中「第24条」を「第7条」の「6ヶ月」を「6月」の「50,000円」を

「300,000円」に改める。

様式第十号中「第24条」を「第7条」に改める。

様式第十二号中「第25条」を「第8条」に改める。

様式第十五号中「第27条」を「第10条」に改める。

様式第十八号中「第29条」を「第12条」に改める。

様式第十九号中「第30条第一項」を「第13条第一項」に改める。

様式第二十二号中「第34条」を「第19条」の「第35条」を「第20条」に改める。

様式第二十五号中「第44条」を「第29条」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

福岡県告示第八号

福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年一月十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示

福岡県造林事業補助金交付規程(昭和五十四年十一月福岡県告示第千六百七十六号)

の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「別表三まで」の下に「及び別表五」を加える。

第六条第三項に次のただし書を加える。

ただし、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合又は当該補助金の額の確定のあった日の翌年度の六月二十五日までに確定しない場合であっても、その状況について知事に報告するものとする。

別表二を次のように改める。

別表2 環境林整備事業

事業区分	事業主体	事業の規模	補助金の額	事業の実施要件
公共的森林整備 樹下植栽等 (7)・(4) 下刈り 雪起こし 倒木起こし 枝打ち (7) 除伐等 間伐 更新伐 付帯施設等整備 鳥獣害防止施設等整備 林内作業場及び林内かん水施設整備 林床保全整備 荒廃竹林整備 森林作業道整備	(7) 市町村（ただし、事業主体が自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した場合又は寄附や分収契約解除等により公有化した森林で実施する場合に限る。） (4) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等（ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除くこととし、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。）	1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上（付帯施設等整備及び森林作業道整備を除く。）	当該事業に要した経費について、知事が査定した額の40パーセント。 当該事業に要した経費について、知事が査定した額の50パーセント。	森林環境保全整備事業と計画に基づき行う事業とする。
被害森林整備 人工造林 樹下植栽等 (7)・(4) 下刈り 雪起こし 倒木起こし 枝打ち (7) 除伐等 更新伐 付帯施設等整備 鳥獣害防止施設等整備 荒廃竹林整備 森林作業道整備	市町村、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等及び森林継承計画する場合を除く（市町村にあっては森林所有者限りではない。）こととし、市町村にあっては森林所有者と、市町村以外の事業主体にあっては地方公共団体、森林組合等、森林所有者との協定を締結した場合に限る。また、森林計画に存する森林において事業を実施する場合に限る。	1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上（付帯施設等整備及び森林作業道整備を除く。）	当該事業に要した経費について、知事が査定した額の40パーセント	

保全松林健全化整備 衛生伐 松林保護樹林帯造成 人工造林 樹下植栽等 (ア)・(イ) 下刈り 雪起こし 倒木起こし 除伐等 衛生伐 更新伐 付帯施設等整備 鳥獣吉防止施設等整備 荒廃竹林整備 森林作業道整備	市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林所有者の団体及び森林経営計画策定者（ただし、森林経営計画策定者の場合は、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。）とする。	1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上（付帯施設等整備及び森林作業道整備を除く。）	当該事業に要した標準経費の70パーセント	松くい虫被害対策の実施について（平成9年4月7日9林野造第105号林野庁長官通知。以下同じ。）に基つき公益的機能の高い健全な松林の整備を行う事業とする。 松くい虫被害対策の実施についてに基つき事業を行う。
---	---	---	----------------------	---

（備考） この表で使用する用語の意義は、森林環境保全整備事業実施要綱及び森林環境保全整備事業実施要領で使用する用語の例による。

別表に次の二表を加える。

別表 5 松くい虫被害対策強化事業

事業の区分	事業主体	事業の規模	補助金の額	補助対象事業の内容
衛生伐	海岸沿いの高度公益施設能森林及び地区保全森林を有する市町とする。	1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上	別表 2 保全松林緊急衛生伐に要する経費に認めるときは、第 2 条の補助金の額を差し引いた額とする。	松くい虫被害対策の公益施設に基つきな松林の整備を行う事業とする。

(備考) この表で使用する用語の意義は、森林病害虫等防除法(昭和 25 年法律第 5 3 号)、松くい虫被害対策の実施について、森林環境保全整備事業実施要綱及び森林環境保全整備事業実施要綱で使用する用語の例による。

別表 6

市町の財政力指数	補助率の加算
0. 8 以上	2 1 パーセント以内
0. 8 未満 0. 5 以上	2 4 パーセント以内
0. 5 未満	2 7 パーセント以内

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の福岡県造林事業補助金交付規程の規定は、平成二十五年分の補助金から適用する。ただし、改正後の福岡県造林事業補助金交付規程別表五の規定は、平成二十七年分までの補助金に適用する。

福岡県告示第九号

福岡県造林事業交付金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年一月十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県造林事業交付金交付規程の一部を改正する告示

福岡県造林事業交付金交付規程（平成二十三年一月福岡県告示第二百三十一号の三）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「別表三」を「別表四」に改める。

第六条第三項に次のただし書を加える。

ただし、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合又は当該交付金の額の確定のあった日の翌年度の六月二十五日までに確定しない場合であっても、その状況について知事に報告するものとする。
別表一から別表三までを次のように改める。

別表1 共生環境整備事業

事業の区分	事業の概要	事業の主体	事業の規模	交付金の額	事業の概要
森林空間総合整備事業	共生環境整備 樹木等の植栽・播種 雑草木の除去・不良木の淘汰 伐集の除去 林間広場整備 土壌条件の改良 標識類整備 林内作業場整備 駐車場整備 防火施設整備 溪流路整備 環境教育促進施設整備 健康促進広場整備 林内歩道 林内歩道等整備 森林作業道整備 土地取得 立木竹取得 用地等取得	市町村 支援メニューは、市町村営（森林法第11条）規定の森林経営計画及び森林法の改正（平成23年法律第20号）による改正前の森林法（以下「旧法」という。）第11条第4項（旧法第12条）第3項において読み替えて適用する森林法施行令（昭和26年政令第11号）及び森林法施行令（昭和26年政令第276号）及び森林法施行令（昭和26年政令第276号）及び森林法施行令（昭和26年政令第276号）等 市町村営（森林法第11条）規定の森林経営計画及び森林法の改正（平成23年法律第20号）による改正前の森林法（以下「旧法」という。）第11条第4項（旧法第12条）第3項において読み替えて適用する森林法施行令（昭和26年政令第11号）及び森林法施行令（昭和26年政令第276号）及び森林法施行令（昭和26年政令第276号）等	1 施行地の面積が、0.1ヘクタール以上かつ5ヘクタール未満の森林（付帯施設整備、用地取得を除く。） おおむね50ヘクタール以上のまとまりのある森林（付帯施設整備、林内歩道等整備及び用地取得を除く。）	当該事業に要した実経費の70パーセント 当該事業に要した実経費の70パーセント 当該事業に要した実経費の70パーセント	山漁村地域整備計画及び森林基盤整備事業計画に基づき行う事業とする。 農山漁村地域整備計画及び森林基盤整備事業計画に基づき行う事業とする。
共生環境整備 樹木等の植栽・播種 雑草木の除去・不良木の淘汰 伐集の除去 林間広場整備 土壌条件の改良 標識類整備 林内作業場整備 駐車場整備 防火施設整備 溪流路整備 環境教育促進施設整備 健康促進広場整備 林内歩道 林内歩道等整備 森林作業道整備 土地取得 立木竹取得 用地等取得	共生環境整備 樹木等の植栽・播種 雑草木の除去・不良木の淘汰 伐集の除去 林間広場整備 土壌条件の改良 標識類整備 林内作業場整備 駐車場整備 防火施設整備 溪流路整備 環境教育促進施設整備 健康促進広場整備 林内歩道 林内歩道等整備 森林作業道整備 土地取得 立木竹取得 用地等取得	市町村 支援メニューは、市町村営（森林法第11条）規定の森林経営計画及び森林法の改正（平成23年法律第20号）による改正前の森林法（以下「旧法」という。）第11条第4項（旧法第12条）第3項において読み替えて適用する森林法施行令（昭和26年政令第11号）及び森林法施行令（昭和26年政令第276号）及び森林法施行令（昭和26年政令第276号）等 市町村営（森林法第11条）規定の森林経営計画及び森林法の改正（平成23年法律第20号）による改正前の森林法（以下「旧法」という。）第11条第4項（旧法第12条）第3項において読み替えて適用する森林法施行令（昭和26年政令第11号）及び森林法施行令（昭和26年政令第276号）及び森林法施行令（昭和26年政令第276号）等	1 施行地の面積が、0.1ヘクタール以上かつ5ヘクタール未満の森林（付帯施設整備、用地取得を除く。） おおむね50ヘクタール以上のまとまりのある森林（付帯施設整備、林内歩道等整備及び用地取得を除く。）	当該事業に要した実経費の40パーセント 当該事業に要した実経費の70パーセント 当該事業に要した実経費の70パーセント	山漁村地域整備計画及び森林基盤整備事業計画に基づき行う事業とする。 農山漁村地域整備計画及び森林基盤整備事業計画に基づき行う事業とする。

用地等 取得	土地取得 立木竹取得	の認定を受けた者 市町村		当該事業に要した実 行総費の 40パーセン ト	
-----------	---------------	-----------------	--	-------------------------------	--

(備考) この表で使用する用語の意義は、農山漁村地域整備交付金実施要綱及び農山漁村地域整備交付金実施要領で使用する用語の例による。

別表2 機能回復整備事業

事業の区分	事業主体	事業の規模	交付金の額	事業の実施要件	
特定林地改良 付帯施設等整備	市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人及び森林所有者の団体とする。	1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上（付帯施設等整備及び森林作業道整備を除く。）	当該事業に要した標準費の70パーセント	農山漁村地域整備計画及び森林基盤整備事業計画に基づき行う事業とする。	
付帯施設等整備		市町村	1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上（付帯施設等整備及び森林作業道整備を除く。）	当該事業に要した標準費について、知事が査定した額の40パーセント	農山漁村地域整備計画及び森林基盤整備事業とす
林木被害防止施設等整備					
荒廃竹林整備					
森林作業道整備					
人工造林					
樹下植栽等					
下刈り					
雪起こし					
倒木起こし					
耕作放棄地等森林造成	市町村	1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上（付帯施設等整備及び森林作業道整備を除く。）	当該事業に要した標準費について、知事が査定した額の40パーセント	農山漁村地域整備計画及び森林基盤整備事業とす	
枝打ち（ア）・（イ）・（ウ）					
除伐等					
間伐					
更新伐					
付帯施設等整備					
林木被害防止施設等整備					
林内作業場及び林内かん水施設整備					
生育環境補充整備					
荒廃竹林整備					
森林作業道整備	市町村	1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上（付帯施設等整備及び森林作業道整備を除く。）	当該事業に要した標準費について、知事が査定した額の40パーセント	農山漁村地域整備計画及び森林基盤整備事業とす	
人工造林					
樹下植栽等					
下刈り					
雪起こし					
倒木起こし					

枝打ち (ア)・(イ)・(ウ)				
除伐等				
間伐				
付帯施設等整備				
荒廃竹林整備				
森林作業道整備				

(備考) この表で使用する用語の意義は、農山漁村地域整備交付金実施要綱及び農山漁村地域整備交付金実施要領で使用する用語の例による。

別表3 環境林整備事業

事業の区分	事業主体	事業の規模	交付金の額	事業の実施要件
公共的森林整備 人工造林 樹下植栽等 (7)・(1) 下刈り 雪起こし 倒木起こし 枝打ち(7) 除伐等 更新伐 付帯施設等整備 鳥獣害防止施設等整備 林内作業場及び林内かん水施設整備 林床保全整備 荒廃竹林整備 森林作業道整備	(ア) 市町村(ただし、事業主体が自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した場合は寄附や分収契約解除等により林化した場合又は寄附に限る。) (イ) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等(ただし、事業主体が自ら所有する森林所有者と協定を締結したこととし、地方公共団体及び森林所有者に限る。) 市町村、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等及び森林法(昭和26年法律第249号)第11条に規定する森林経営計画の認定を受けた者(以下「森林経営計画認定者」という。)(ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除く(市町村にあつてはこの限り、市町村以外の事業主体にあつては地方公共団体及び森林経営計画認定者との協定を締結した場合に限る。また、森林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。))とする。	1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上(付帯施設等整備及び森林作業道整備を除く。) 1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上	当該事業に要した経費について、知事が査定した額の40パーセント。 当該事業に要した経費について、知事が査定した額の50パーセント。	農山漁村地域整備計画に基づき行う事業とする。
被害森林整備 人工造林 樹下植栽等 (7)・(1) 下刈り 雪起こし 倒木起こし 枝打ち(7) 除伐等 更新伐 付帯施設等整備 鳥獣害防止施設等整備 林内作業場及び林内かん水施設整備 林床保全整備 荒廃竹林整備 森林作業道整備	(ア) 市町村(ただし、事業主体が自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した場合は寄附や分収契約解除等により林化した場合又は寄附に限る。) (イ) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等(ただし、事業主体が自ら所有する森林所有者と協定を締結したこととし、地方公共団体及び森林所有者に限る。) 市町村、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等及び森林法(昭和26年法律第249号)第11条に規定する森林経営計画の認定を受けた者(以下「森林経営計画認定者」という。)(ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除く(市町村にあつてはこの限り、市町村以外の事業主体にあつては地方公共団体及び森林経営計画認定者との協定を締結した場合に限る。また、森林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。))とする。	1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上(付帯施設等整備及び森林作業道整備を除く。) 1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上	当該事業に要した経費について、知事が査定した額の40パーセント。 当該事業に要した経費について、知事が査定した額の50パーセント。	農山漁村地域整備計画に基づき行う事業とする。
被害森林整備 人工造林 樹下植栽等 (7)・(1) 下刈り 雪起こし 倒木起こし 枝打ち(7) 除伐等 更新伐 付帯施設等整備 鳥獣害防止施設等整備 林内作業場及び林内かん水施設整備 林床保全整備 荒廃竹林整備 森林作業道整備	(ア) 市町村(ただし、事業主体が自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した場合は寄附や分収契約解除等により林化した場合又は寄附に限る。) (イ) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等(ただし、事業主体が自ら所有する森林所有者と協定を締結したこととし、地方公共団体及び森林所有者に限る。) 市町村、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等及び森林法(昭和26年法律第249号)第11条に規定する森林経営計画の認定を受けた者(以下「森林経営計画認定者」という。)(ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除く(市町村にあつてはこの限り、市町村以外の事業主体にあつては地方公共団体及び森林経営計画認定者との協定を締結した場合に限る。また、森林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。))とする。	1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上(付帯施設等整備及び森林作業道整備を除く。) 1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上	当該事業に要した経費について、知事が査定した額の40パーセント。 当該事業に要した経費について、知事が査定した額の50パーセント。	農山漁村地域整備計画に基づき行う事業とする。

<p>保全松林健全化整備 衛生伐</p>	<p>市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林所有者の団体及び森林経営計画策定者（ただし、森林経営計画策定者の場合は、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。）とする。</p>	<p>I 施行地の面積が0.1ヘクタール以上（付帯施設等整備及び森林作業道整備を除く。）</p>	<p>当該事業に要した標準費の70パーセント</p>	<p>農山漁村地域整備計画に基づき事業とし、松くい虫被害対策の実施について（平成9年4月7日9林野造第105号林野庁長官通知。以下同じ。）に基づき公益的機能の高い健全な松林の整備を行う事業とする。 農山漁村地域整備計画に基づき事業とし、松くい虫被害対策の実施についてに基づき樹種転換を行う事業とする。</p>
<p>松林保護樹林帯造成 人工造林 樹下植栽等 (7)・(4) 下刈り 雪起こし 倒木起こし 除伐等 更新伐 付帯施設等整備 鳥獣害防止施設等整備 荒廃竹林整備 森林作業道整備</p>				

（備考）この表で使用する用語の意義は、農山漁村地域整備交付金実施要綱、農山漁村地域整備交付金実施要領、森林環境保全整備事業実施要綱及び森林環境保全整備事業実施要領で使用する用語の例による。

別表に次の二表を加える。

別表 4 松くい虫被害対策強化事業

事業の区分	事業主体	事業の規模	交付金の額	交付対象事業の内容
衛生伐	海岸沿いの高度公益機能森林及び地区保全森林を有する市町とする。	1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上	別表 3 保全松林緊急保健整備事業における衛生伐に要する経費に認めるときは、第 2 条の交付金に加算し、加算の割合は、別表 5 のとおりとする。この場合の交付金の額は、第 2 条に基づいた額と差	松くい虫被害対策の公益的機能の高い健全な松林の整備を行う事業とする。

(備考) この表で使用する用語の意義は、森林病害虫等防除法（昭和 25 年法律第 5 3 号）、松くい虫被害対策の実施について、森林環境保全整備事業実施要綱及び森林環境保全整備事業実施要綱で使用する用語の例による。

別表 5

市町の財政力指数	交付率の加算
0. 8 以上	2 1 パーセント以内
0. 8 未満 0. 5 以上	2 4 パーセント以内
0. 5 未満	2 7 パーセント以内

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の福岡県造林事業交付金交付規程の規定は、平成二十五年度分の交付金から適用する。ただし、改正後の福岡県造林事業交付金交付規程別表四の規定は、平成二十七年までの交付金に適用する。

正 誤

25 ・ 12 ・ 13	発行年月日	
3556 増刊①	番 公 号 報	
規則	種 類	
24	番 同 号 上	
1	ペ ー ジ	
○	上	欄
	下	
後から 11	行	
	備 考	
正誤	正	
正誤	誤	